

# 劣化映画フィルムのデジタル化推進経費（独立行政法人国立公文書館）

平成28年度補正要求額 〇. 1億円

## 事業概要・目的

○ 国立公文書館では、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号）第15条等に基づき、「特定歴史公文書等の複製物作成計画」（平成24年3月29日館長決定、以下「計画」という。）を策定して、複製物の作成に取り組んできたところである。同計画では、記録媒体や技術革新により、その再生等が困難となるものについて、また原本の利用により破損若しくは汚損を生じるおそれがあり、複製物によって利用に供する必要があるもの等について、計画に盛り込み、デジタル化等を実施している。

平成26年度に政府広報室から移管された政府広報フィルムは保存状態が悪く、原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがあることから、現在、利用を制限しているところである。

また、本映画フィルムの劣化を止める方法はなく、フィルムの物理的な縮み、ゆがみ等がさらに悪化していくと、再生機器での再生さえも困難となるため、可及的速やかなデジタル化が必要である。

## 事業イメージ・具体例

【現状】 未デジタル化 政府広報フィルム 201本

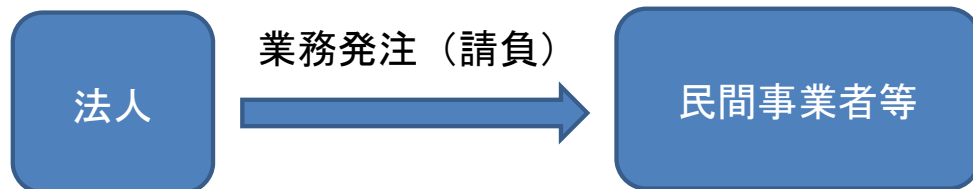
タイトル	政府広報フィルム（16mm, 32mm）
年月日	1961（昭和36）－1994（平成6）
簿冊件数	201本
作成部局	総理府大臣官房広報室
移管省庁	内閣府から平成26年度に移管
内容	政府広報室作成の短編・記録映画フィルム （例：故吉田茂 その功績と栄光（S42）、沖縄復帰記念式典記録（S47）、大いなる旅～田中首相訪中の記録～（S47）、三木総理訪米の記録（S50）、福田総理東南アジア諸国歴訪の記録（S52）、大平総理訪米訪比の記録（S54））



### 【効果・必要性】

- ・貴重な政府の映像記録であるが、フィルムの劣化が進行し、また再生機器の製造・販売も終了している。フィルムの劣化が進行し、現存する再生機器での再生さえも不可能となる。
- ・利用請求に対応するため、原本の利用制限に当たった複製物を作成する必要があり、さらに、現在のうちにデジタル化することで、仮に原本の再生が行えなくなった場合にも、デジタル化データから、新たな映画フィルムを作成することも可能であるため、将来においても利用可能となる。
- ・なお、著作権法改正（H24.6）により、保存のための複製は認められている。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 公文書管理法に基づく、国民の利用請求に対応し、国の貴重な映像記録資料を、複製物により、利用に供することができるようになる。
- 現在のうちに、デジタル化しておくことにより、将来においても利用可能となる。